

## 瑞穂町特別保護地区

船井郡京丹波町中台地内林道岩谷線と作業道の交点（林道岩谷線と岩谷池の接点）を起点として、同林道を南に進み同林道の終点を経てさらに谷筋を南に進み、平成 17 年 10 月 10 日における瑞穂町と丹波町の境界との交点に至り、同所から同境界を南西に進み京丹波町中台と同町小野との境界を北西に進み、さらに同町八田と同町大朴との境界を北又は北西に進み国道 173 号の手前 400 メートル地点に至り、同所から尾根筋を北東方向に 200 メートル進みさらに谷筋を南東又は南西に約 100 メートル進み作業道（ゴルフ場管理道）に至り、同所から同作業道を南西、東、南東又は南に進み同作業道の終点に至り、同所から小尾根を南東に 250 メートル進み尾根筋に至り、同所から同尾根筋を北に 380 メートル進みさらに小さな谷筋を北東に 120 メートル進み作業道に至り、同所から同作業道を南又は東に進み起点に至る一円の区域